

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	群馬県 高等学校等就学支援金の支給に関する法律に基づく受給資格認定等事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

群馬県は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律に基づく受給資格認定等事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

群馬県知事

## 公表日

令和7年1月15日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律に基づく受給資格認定等事務
②事務の概要	私立高等学校等に在籍する生徒からの就学支援金交付申請に対し、申請者の親権者等の所得審査及び審査結果の通知を行う。
③システムの名称	高等学校等就学支援金事務処理システム、統合宛名管理システム、住民基本台帳ネットワークシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
高等学校等就学支援金支給関係ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表 123の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第66条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ]  <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号省令第2条の表第151の項 番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第153条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	生活こども部私学・青少年課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	生活こども部県民活動支援・広聴課情報公開係 〒371-8570 前橋市大手町1-1-1 TEL 027-226-2270
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	生活こども部私学・青少年課 TEL 027-226-2142
9. 規則第9条第2項の適用 [ ]適用した	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年11月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年11月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバーは申請者から提供を受け、住民基本台帳ネットワークシステムで真正性確認を行っている。 また、人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、次のような対策を講じている。 ・マイナンバーを含むデータを受け渡す際は、パスワードによる保護を行う。 ・マイナンバーを含む書類等は、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。	

9. 監査	
実施の有無	[ <input type="checkbox"/> ] 自己点検                      [ <input type="checkbox"/> ] 内部監査                      [    ] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 40%;">           [    十分に行っている    ]         </div> <div style="width: 55%;">           &lt;選択肢&gt;            1) 特に力を入れて行っている            2) 十分に行っている            3) 十分に行っていない         </div> </div>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [    ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 40%;">           [ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ]         </div> <div style="width: 55%;">           &lt;選択肢&gt;            1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策            2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策            3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策            4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策            5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)            6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策            7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策            8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策            9) 従業者に対する教育・啓発         </div> </div>
当該対策は十分か【再掲】	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 40%;">           [    十分である    ]         </div> <div style="width: 55%;">           &lt;選択肢&gt;            1) 特に力を入れている            2) 十分である            3) 課題が残されている         </div> </div>
判断の根拠	就学支援金事務処理システムでは、権限を付与された担当者のみがID・パスワードを利用管理しているほか、統合宛名管理システム及び住民基本台帳ネットワークシステムでは、生体認証によりログイン等を制御している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月10日	I 1. ②事務の概要	群馬県では、高等学校等の生徒に就学支援金を支給するため、保護者等の所得の状況を確認している。 具体的に実施する事務①就学支援金の受給資格認定申請に対する受理、審査、結果通知 ②収入状況の確認申請に対する受理、審査、結果通知	私立高等学校等に在籍する生徒からの就学支援金交付申請に対し、申請者の親権者等の所得審査及び審査結果の通知を行う。	事後	
令和1年6月10日	I 1. ③システムの名称	なし(文科省にてシステム整備予定あり。)	高等学校等就学支援金事務処理システム	事後	
令和1年6月10日	I 2. 特定個人情報ファイル名	身体障害者手帳交付台帳ファイル	高等学校等就学支援金支給関係ファイル	事後	
令和1年6月10日	I 3. 法令上の根拠	番号法別表第一 91の項及び主務省令第66条 高等学校等就学支援金の支給に関する法律第4条及び第17条	番号法別表第一 91の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第66条	事後	
令和1年6月10日	I 4. ②法令上の根拠	番号法別表第二 項番113(高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの)	番号法別表第二 113の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第58条	事後	
令和1年6月10日	I 5. ②所属長の役職名	学事法制課長 半田 良幸	課長	事後	
令和1年6月10日	II 1. いつの時点の計数か	平成26年9月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月10日	II 2. いつの時点の計数か	平成26年9月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月10日	IVリスク対策	—	IVリスク対策に記載のとおり	事後	
令和3年9月1日	I 5. ②部署	総務部学事法制課	生活こども部私学・子育て支援課	事後	
令和3年9月1日	I 7請求先	生活文化スポーツ部県民センター情報公開係	生活こども部県民活動支援・広聴課情報公開係	事後	
令和3年9月1日	I 8連絡先	総務部学事法制課	生活こども部私学・子育て支援課	事後	
令和4年3月25日	I 3. 法令上の根拠	番号法別表第一 91の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第66条	番号法第9条第1項 別表第一 91の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第66条	事後	
令和4年3月25日	I 4. ②法令上の根拠	番号法別表第二 113の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第58条	番号法第19条第8号、同法別表第二 113の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第58条	事後	
令和4年3月25日	II 1. いつの時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和4年3月25日時点	事後	
令和4年3月25日	II 2. いつの時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和4年3月25日時点	事後	
令和4年3月25日	IVリスク対策	—	IVリスク対策に記載のとおり	事後	
令和7年1月15日	I 1. ③システムの名称	高等学校等就学支援金事務処理システム	高等学校等就学支援金事務処理システム、統合宛名管理システム、住民基本台帳ネットワークシステム	事後	
令和7年1月15日	I 3. 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 91の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第66条	番号法第9条第1項 別表 123の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第66条	事後	
令和7年1月15日	I 4. ②法令上の根拠	番号法第19条第8号、同法別表第二 113の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第58条	番号法第19条第8号省令第2条の表第151の項 番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報提供に関する命令第153条	事後	
令和7年1月15日	I 5. ②部署	生活こども部私学・子育て支援課	生活こども部私学・青少年課	事後	
令和7年1月15日	I 8連絡先	生活こども部私学・子育て支援課 TEL 027-226-2142	生活こども部私学・青少年課 TEL 027-226-2142	事後	
令和7年1月15日	II 1. いつの時点の計数か	令和4年3月25日時点	令和6年11月1日時点	事後	
令和7年1月15日	II 2. いつの時点の計数か	令和4年3月25日時点	令和6年11月1日時点	事後	
令和7年1月15日	IVリスク対策	—	IVリスク対策に記載のとおり	事後	